

容リプラ利用事業者協会

資源循環型社会に向けた製品創り

2. 近年最も期待している利用可能資源（再生利用ソース）

- 1) 近年の環境取り組みで産業廃棄物系の廃プラスチックの一般再生への流通が激減。安定入手が困難に。
- 2) RoHS・REACH 等の規制対応の為従来利用していた再生の材料ソースが使えなくなって来た。
- 3) 日本容器包装リサイクル協会が実施した品質基準により再商品化製品（材料）の品質が向上してきた。
 - ① 残留塩素濃度 0.3%以下 設備を錆びさせない限界
 - ② 主成分 90 %以上 PSの混入量コントロールに貢献※ 結果、落選防止の為に自主検査、品質管理が始まった。
- 4) 容器包装リサイクル法に基づく再商品化製品は「一定の品質」で「ボリュームが有る事による安定調達」が期待できる

3. 再商品化製品を利用できる製品の一例

フレンドリーバンド

- グリーン購入制度対応製品に認定されています。
- 業界最優価格対応パッケージング「量販型」を実現！
- 「フレンドリーバンド」はエコマーク認定製品です。

ORBY
オビテック株式会社

PPバンド
再商品化製品 40%
バージン材 60%

ゴミ袋
再商品化製品 40%
その他再生材 10%
バージン材 50%



汎用パレット 軽量TYPE
再商品化製品 70%
その他再生材 30%



もったいない！もう一度使えます。

この「み袋」は産業から回収されたプラスチック類を再商品化（ペレット）した再生原料を使用しています。

環境省資源リサイクル法による、マテリアルリサイクル製品です。

リサイクルごみ袋

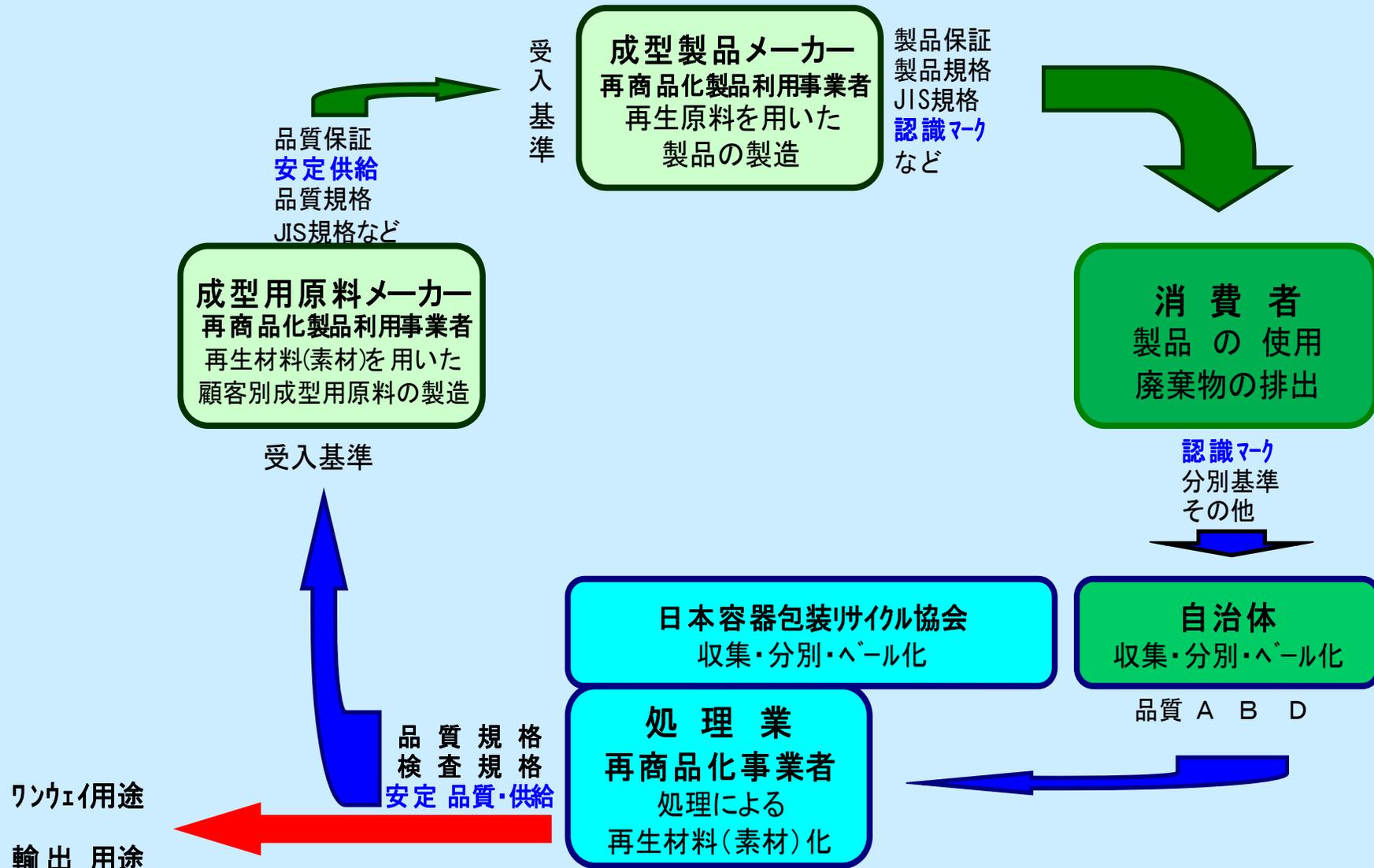
ORBY
オビテック株式会社

汎用パレット カラーTYPE
再商品化製品 30%
その他再生材 65%
バージン材 5%



プランター





★もともとバージン原料で製造していたワンウェイ用途に再商品化製品を利用する場合を含む

★矢印は物の流れ
★再商品化事業者が製品を造り販売するのはレアなケースとして載せていない

5. 課題と提言

- 1) 再商品化製品(素材)の品質の安定
品質基準の次に品質管理方法の強化
- 2) 一定品質の再商品化製品(素材)の入手の容易化
次項 3) による
- 3) 1)及び 2)を担保する仕組み
例 日本容器包装リサイクル協会 が担保する 等
- 4) 利用事業者、消費者の積極利用者に対する優遇
優遇措置創設による利用者へのインセンティブで循環の輪の確立
- 5) 情報の公表が難しい
再商品化製品の定義、事業の境界線の見直し
- 6) マテリアルの用途
用途の評価を設ける
例 ① Reリサイクルに対応(汎用性・システムの保有)しているマテリアル
② 1度だけ利用のマテリアル